

第5節 小景観区 ～区民主体による江戸川らしさの創造・再生・育成～

1. 小景観区のまちづくりの考え方

区民、事業者が主体となった、江戸川らしさを活かした景観まちづくり活動を進めていきます。

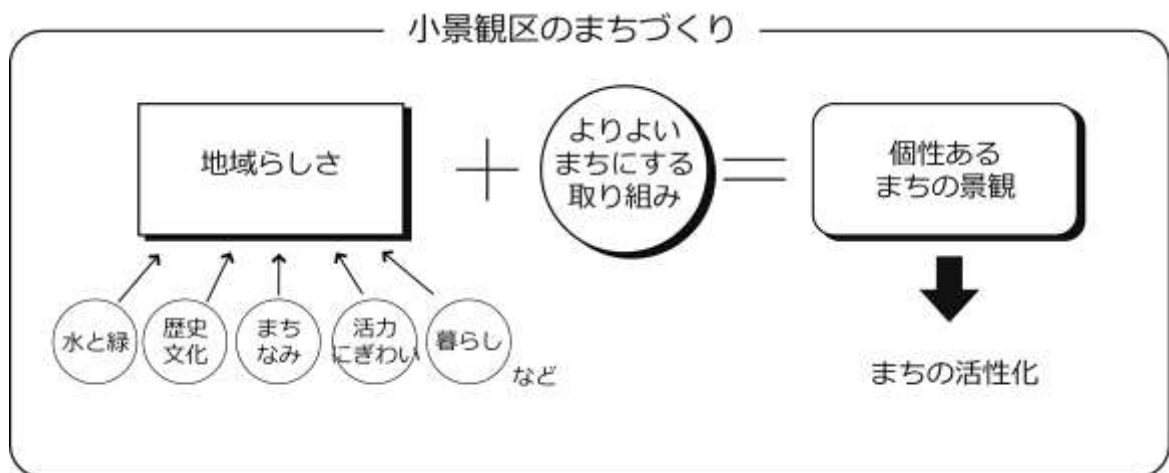
(1) 小景観区のまちづくり

区内には、まち毎に様々な「江戸川らしさ」があります。それは、水と緑、歴史・文化、まちなみ、活力・にぎわい、暮らしなど、様々な要素が積み重なってつくられているもので、歴史のある古いまちだけでなく、新しくできたまちにも今そこに住む人たちがうみだす「江戸川らしさ」があります。

毎朝の声かけのある元気で明るい風情のあるまち、いつもは閑静としているけど例大祭の時は盛大に盛り上がるまち、路地ガーデニングが活発な親しみあるまち、新しくおしゃれな道ができて歩くのが楽しいまち、など様々です。しかし、人の見方や価値観によって、毎朝の声かけのある面倒なまち、いつもは閑静なのに例大祭の時はうるさいまち、路地ガーデニングの鉢につまずく危ないまち、新しい道ができて人混みが迷惑なまち、など感じ方は多種多様です。

しかし、誰も「江戸川らしさ」を大切にしなくなると、次第にまちが色あせていきます。利便性や機能性だけでなく、「江戸川らしさ」を大切にし、よりよいまちにする取り組みを行うことで、愛着が持てる、個性ある「まちの景観」が表れてきます。これにより、まちが活性化し、より魅力ある景観を広げていくことができます。

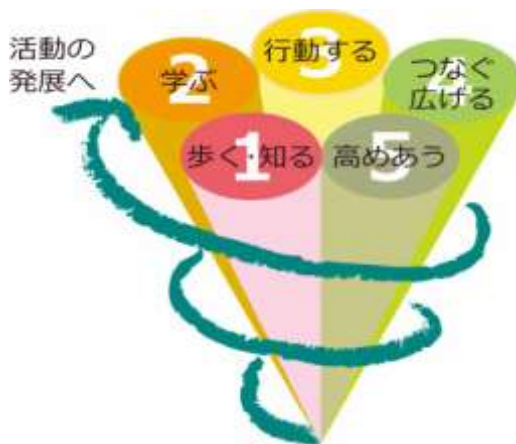
江戸川区景観計画では、このような地域ごとの個性ある「まちの景観」を「小景観区」とし、「小景観区」が様々なまちで展開することを目指しています。



(2) 小景観区のまちづくりの進め方

目でみて分かるものや今あるものだけでなく、見えにくいものや既に失われてしまったものも含めた、そのまちの「江戸川らしさ」をそこに住む人々が改めて発見・発掘することから、小景観区のまちづくりが始まります。

小景観区のまちづくりでは、区民、事業者が主体となった、江戸川らしさを活かした活動が区内各地で広がり、さらに発展していけるよう、区民同士の交流の場や互いに高めあう仕組みをつくりま



1) 歩く・知る

その「江戸川らしさ」を発見・発掘する機会を充実させることで、多くの人の景観への意識を高めます。



まずは歩いて、まちを知ろう！

2) 学ぶ

まちで発見・発掘した「江戸川らしさ」を活かし、景観まちづくり活動を実現するために必要なことを学びます。そして、福祉や芸術、水と緑など、様々な視点から将来の夢を描きます。



専門家の意見も聞いて学ぼう！

3) 行動する

学んだことを活かして、行動します。アダプト制度など区で実施している様々な区民協働や区民の活動に関する支援制度や事業を活用します。



活動を始め、地域に広げていこう！

4) つなぐ・広げる

個々の取り組みを拡充するだけでなく、地域で活動するより多くの人たちと協力し、江戸川らしさを広げていきます。

5) 高めあう

他の景観まちづくり活動を知り、互いに情報交換し、活動を高めあうことで、より魅力ある継続的な活動に発展させていきます。



活動をほめて、互いに高めあおう！

2. 小景観区のまちづくりの種類

小景観区のまちづくりの種類として、以下のようなタイプがあげられ、それぞれの活動をより広げていきます。

(1) 身近な景観をつくる区民の活動

本区では、まちをよくしていく多種多様な区民活動が展開されています。例えば、アダプト活動に約 6,000 人も参加があります。これらはすべて景観まちづくりにつながっており、今後もこれらの活動を広げていきます。



例えば・・・

- ・家や店の前の掃除や路地園芸などを楽しむ、日々の身近な活動
- ・公園や水辺、街路などで花壇づくりや清掃などを行うアダプト活動
- ・町会、自治会や氏子など、地域の皆で取り組む活動



区内事例 今井街道しらさぎ通りにおける活動 今井街道しらさぎ通り西一之江商店会

今井街道しらさぎ通り西一之江商店会は街道を中心とした 31 商店が加盟する商店会です。

かつての街道は、行徳みちと言われ、城東電車やトロリーバスも通るなど千葉から都心にむけた物うになってしまいました。

そこで、商店街を明るくおしゃれな雰囲気にしてにぎわいを取り戻そうと、区と協働し、歩道のカラー化、電線の地中化、街路樹の植え付けなどを行い、平成 11 年に完成しました。

こうして整備された今井街道をもっときれいにしたい！と商店街の方々が中心となり植栽樹への花を植え付や清掃などを行うボランティア活動を行っており、清潔感ある街道に植えられた街路樹や花は道を行く人々の目を楽しませています。



今井しらさぎ通り西一之江商店会による
植え付けの様子

(2) 江戸川らしさのある景観を再生・引き立たせる活動

まちの歴史や資源など、多様な江戸川らしさを活かすことをテーマとした景観まちづくり活動を広げていきます。

例えば・・・

- ・地域資源を再発掘し、これからの地域の個性となる景観を提案し、つくり育てる活動
- ・地域の皆が協力し合い、イベント開催や花づくりなど江戸川らしさのある景観づくりをテーマとする活動



区内事例 モニュメントをテーマに活動 モニュメント6

モニュメント6は江戸川総合人生大学の卒業生など6名が集まり結成されました。

区内の駅前や親水公園・緑道には多くのモニュメントが設置されていますが、その多くのは、設置後の管理・清掃が行き届いておらず、汚れているものや、モニュメントの前に看板などが置かれていることなどに気づき、清掃活動のボランティアを始めました。

また、清掃した彫刻を写真に収め、作者などの情報も加えた『街の美術館』というマップを作成しており、モニュメントを身近に感じることができます。

それがまちの良さや魅力を伝えることにつながっています。



モニュメントの清掃活動の様子



まちの良さや魅力を伝える「街の美術館」

(3) 将来像を描き、実践する活動

地域の皆でまちの将来像を描き、計画やルールをつくる活動を広げていきます。

例えば・・・

- ・地域の皆でタウンウォッチング、勉強会などを行い、発見・学習・普及する活動
- ・まちの計画やルールづくりに向けて、地域の景観のあり方を考える活動



区内事例 一之江境川親水公園での取り組み 景観地区

一之江境川親水公園の沿線は、親水公園を中心とした水と緑豊かな環境のもと、かつての本区の原風景というべき農地、屋敷林、社寺などの景観資源が点在し、市街地の中で魅力的な景観となっている地区です。

また、公園完成以来、周辺の町会を中心とした『一之江境川親水公園を愛する会』による清掃活動や、自然観察会、その他ボランティア団体による活動など、コミュニティの場となっています。

こうした環境を後世に残していくため、沿線の区民と区による懇談会を開催し将来の景観のあり方について話し合いを重ね、建物の高さや色彩などについてルール作りを行いました。

そして、平成19年12月に一之江境川親水公園沿線を全国で初めて景観地区の指定を行いました。



自然観察会の開催



懇談会により、将来の景観のあり方を検討



将来の景観のあり方や、建物のルールをまとめた「景観まちづくりガイド」の作成

3. 小景観区の景観まちづくりを支える仕組み

より多くの区民が参加しやすく、さらに活動が活発になるよう、小景観区のまちづくりを支える仕組みをつくりまします。

(1) アダプト等関連制度の活用

景観まちづくりに関連する活動を支援する様々な制度や事業等の活用を進めます。

- ・アダプト活動制度（(財)江戸川区環境促進事業団、土木部）
- ・ボランティア登録（ボランティアセンター） など

(2) (仮称) 景観まちづくり登録の創設

江戸川らしさのある景観を再生・引き立たせる活動の登録制度「(仮称) 景観まちづくり登録」を設けて、区民同士が交流し、互いの活動を高めあう機会をつくりまします。

(仮称) 景観まちづくり登録制度

登録にあたっては、①活動のテーマと目的、②活動主体と規模、③活動対象場所、④活動内容を明らかにすることで、活動方針を明確にもった団体となるとともに、登録により、区の景観まちづくりに位置づけられ、活動の支えとなります。

①活動目的とテーマ

小景観区のまちづくりは、大景観区の方針を踏まえながら、江戸川らしさを活かしてよりよいまちづくりに取り組み、その成果がまちの景観に表れる活動全般を指します。

子育て、障害者福祉、芸術、文学、教育、文化財保全、コミュニティ醸成、商店街振興など様々な目的に、「まちの景観」をよりよくする視点を目的に加えたまちづくり活動とします。

②活動主体と規模

本区のコミュニティを支える様々な既存の団体や、新たに団体を設立したり、複数の団体が協力して活動する組織体等、活動主体の規模や参加人数は問わず、まちの景観をよりよくする視点を持って活動する全ての団体、個人が小景観区のまちづくりの主体となります。

③活動対象場所

活動の対象場所として、公園、河川、道路、路地など、活動する主な場所や、大まかな区域を明らかにします。特定の場所は定めず、全区的に取り組むものも含まれます。

活動の範囲が隣接又は重なり合う場合は、それぞれ互いの活動を尊重し合い、情報交換などを通じて共存していきます。

④景観まちづくり活動の内容

活動の内容は多種多様で、清掃活動やイベント開催などの実践的な景観をつくり、守る活動から、計画やルールづくり、地域への普及活動などが想定されます。

(3) 法制度等の活用

まちの計画やルールをつくる活動をより積極的に行う場合、法制度等の活用を進めます。

- ・景観地区（景観法）

市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として、建築物の形態意匠や高さ等に関する一定の制限を定める地区。

- ・景観協定（景観法）

良好な景観の形成に関する事柄をソフトな点まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる制度。

- ・建築協定（建築基準法）

土地の所有者等が建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定を締結する制度。

- ・緑地協定（都市緑地法）

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

- ・コンサルタント派遣（都市開発部）

区民主体でまちの計画やルールをつくる活動に対し、専門家としてコンサルタントを派遣する制度。

